

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2021.03

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 「専門工事企業の見える化評価制度」続編

評価 3 項目、先回の「基礎情報」に続き「施工能力」「コンプライアンス」についてお伝えいたします。専門工事業団体が評価します。それぞれの団体のHPを覗いてみましょう。

「施工能力」「コンプライアンス」の評価内容と配点

| 施行能力 | 平均点 | 配点 | CCUSカード保有者数 | CCUSレベル3以上の者の割合 | 29歳以下の者の割合 平均勤続年数 | 29歳以下の者の割合 | | 平均勤続年数 | |
|--------|------------|------|----------------|---------------------|-------------------------|------------|--------|------------|--------|
| | | | | | | 29歳以下の者の割合 | 平均勤続年数 | 29歳以下の者の割合 | 平均勤続年数 |
| ☆ | 25点 | 25点 | 5名未満 | 10%未満 | 合算点数が50点 | 10%未満 | 25点 | 10年未満 | 25点 |
| ☆☆ | 25点超50点未満 | 50点 | 5名以上 15名未満 | 10%以上15%未満 40%以上 | 合算点数が75点 | 10%以上20%未満 | 50点 | 10年以上15年未満 | 50点 |
| ☆☆☆ | 50点以上75点未満 | 75点 | 15名以上 30名未満 | 15%以上20%未満 | 合算点数が 100点又は125点 | 20%以上30%未満 | 75点 | 15年以上20年未満 | 75点 |
| ☆☆☆☆ | 75点以上 | 100点 | 30名以上 | 20%以上40%未満 | 合算点数が150点 175点又は200点 | 30%以上 | 100点 | 20年以上 | 100点 |
| 申請性の確保 | | | CCUS | CCUS | | | | | |

| コンプライアンス | 平均点 | 配点 | 処分歴 | 社会保険の加入状況 | 従業員のコンプライアンス確保 ○建設業適性取引推進機構の講習 ○労働安全衛生大会等の出席 | 事業者のコンプライアンス確保 ○建設業経理士の設置 ○安全団体加入 ○建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入 |
|----------|------------|------|--------|------------|--|--|
| ☆ | 25点 | 25点 | あり | 3保険に未加入がある | 取組の該当がない。 | 取組の該当がない。 |
| ☆☆ | 25点超50点未満 | | — | — | — | — |
| ☆☆☆ | 50点以上75点未満 | | — | — | — | — |
| ☆☆☆☆ | 75点以上 | 100点 | なし | 全て加入 | 該当がある。 | 該当がある。 |
| 申請性の確保 | | | 国交省サイト | CCUS | 受講証（建設業適性取引推進機構の講習） | 認定証（コスモス） |

【選択評価内容】

「施工能力」 建機の保有状況や協力会社の技能者数など

「コンプライアンス」 1か月の平均労働時間や就業規則、36協定締結の有無など

注目！ 【標準見積書改訂】 目的：技能レベルに応じた賃金を受け取るために労務費に上乘せCCUSレベル3（職長）以上の手当「マネジメントフィー」を別枠計上です。7職種の賃金目安も出ています。

★運送業★ コロナ禍の今こそ！！「働きやすい職場認証制度」

昨年始まった自動車運送事業のための働きやすい職場認証制度

運送業界にも他社との差別化を図るため評価制度が導入されました。評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。一つ星から三ツ星まで☆

昨年既に全国で2,558件の申請があり、愛知県では東京より多く210件もの申請がありました。

ドライバーの労働条件や労働環境を改善するとともに、必要となる運転者を確保・育成するために、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を求職者から見えるように評価する制度が、自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」です。

申請資格

運送事業許可取得後3年以上経過していること等。

認証基準

認証項目の達成状況に応じて「一つ星」「二つ星」「三つ星」の三段階で認証が行われますが、最初は何の事業者も「一つ星」からのスタートです。

| 対策分野 | 認証項目（必須） |
|----------------|----------|
| A. 法令順守等 | 9項目 |
| B. 労働時間・休日 | 3項目 |
| C. 心身の健康 | 4項目 |
| D. 安心・安定 | 8項目 |
| E. 多様な人材の確保・育成 | 1項目 |

申請・登録料（電子申請の場合）

| ☆ 一つ星 （電子申請の場合） | 審査料 （書面審査、対面審査） | 登録料 （審査結果作成、登録費用） |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 30,000円 | 60,000円 |
| +複数の営業所を 申請対象とする場合 | +3,000円×営業所数 （本社を除く） | +5,000円×営業所数 （本社を除く） |

有効期間

認証の有効期間は、当面の間は2年間となっています。

認証取得メリット

- ・HPで公表され、交付される認証マークを車両等に表示することで、優良な職場環境の企業あることを客観的にアピールできます。
- ・厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を行うことも検討されています。
- ・まだ取得している事業者が少ないため圧倒的な差別化が図れます。

申請受付期間は夏ごろの予定。今から準備すれば十分間に合います。

この機会に就業規則、36協定等を見直してみてもはいかがでしょうか。

牟田事務所でお手伝いします。

「働きやすい職場認証」を取得してドライバーさんをごっちり確保しましょう！！



★産廃業★

～厳しくなる石綿含有産業廃棄物の規制～

■ 大気汚染防止法改正！！石綿(アスベスト)飛散防止対策の強化

令和2年6月5日に、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の排出等の抑制を図るため「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布され、令和3年4月1日からいよいよ順次施行されます。

○改正法及び政省令等の施行時期

| ★令和3年4月1日施行 | 令和4年4月1日施行 | 令和5年10月1日施行 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・対象建材の拡大 ・作業基準・罰則の拡大 ・その他(右記載以外の事項) | <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査結果の都道府県等への報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の事前調査を行う者の資格要件 |

○令和3年4月1日施行の内容

1.) 対象建材の拡大

全ての石綿含有建材に規制対象を拡大

2.) 作業基準・罰則の拡大

石綿含有仕上塗材の除去作業に独自の作業基準を設定、下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるほか、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行うと直接罰が適用されます。また、都道府県等による立入検査の対象が拡大されます。

3.) その他 (R4、R5 施行以外のすべて)

- ・事前調査方法の法定化（書面調査、目視調査及び分析調査）
- ・作業記録の作成・保存の義務付け
- ・作業結果の発注者への報告の義務化 など

| 石綿含有建材の種類 | 主な規制・関係者の役割等 | |
|---|---|--|
| レベル1 石綿含有吹付け材 | 【元請業者・自主施工者】 事前調査（ <u>方法の法定化、記録の保存</u> ）・ <u>都道府県等への報告</u> *1 【発注者・自主施工者】 特定粉じん排出等作業実施届出 | 【国・都道府県等】 <u>災害時に備え、建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。</u> |
| レベル2 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材 | 【元請業者・ <u>下請負人</u> ・自主施工者】 作業基準（ <u>強化</u> ）・ <u>違反に対する直接罰</u> | 【都道府県等】 立入検査（ <u>下請負人等へ対象拡大</u> ） |
| レベル3（※） その他の石綿含有建材（成形板等） （ <u>施工方法に関わらず</u> ）仕上塗材 | 【元請業者・自主施工者】 事前調査（ <u>方法の法定化、記録の保存</u> ）・ <u>都道府県等への報告</u> *1 【元請業者・ <u>下請負人</u> ・自主施工者】 <u>作業基準</u> | 【発注者】 事前調査の協力・施工方法、工期、工事費等の配慮（ <u>全ての石綿含有建材に拡大</u> ） 【元請業者】 <u>下請負人に対する指導に努める。</u> 【元請業者・自主施工者】 <u>一定の知見を有する者の活用</u> *2 |

来年以降も、順次飛散防止対策への取締が厳しくなっていくため、自社の石綿の取扱いについてしっかり確認おきたいところです。

変更内容によっては、
許可失効になりかねません。
事前にご連絡をお願いします☆

★建設業★ ★運送業★ ★産廃★

建設業や運送業、産廃他の許可認可をお持ちのお客様、役員・技術者・管理者、施設・設備等変更のご連絡は頂いていますか。それぞれの法律によって決められた期間内に届出が義務づけられています。

変更のご連絡は頂いておりましたでしょうか？ ご確認お願いいたします。

| | | 建設業 | 運送業 | 産廃 |
|-------|----------------|--|----------------------------------|--|
| 役員等 | 代表者変更 | ※30日以内 | ※遅滞なく | ※30日以内 (許可証の書換) |
| | 就任 | ※30日以内 | 7/10までに 前年4/1～3/31分 | ※30日以内 |
| | 退任 | ※30日以内 | 同上 | ※30日以内 |
| | 変更 (常勤⇔非常勤) | ※30日以内 | 同上 | |
| | 氏名 | ※30日以内 | 同上 | ※30日以内 |
| 営業所 | 政令使用人の交替 | ※2週間以内 | 無し | ※10日以内 |
| | 所在地 | ※30日以内 | 認可申請が必要 (変更前に申請) | ※10日以内 |
| | 名称 | ※30日以内 | 同上 | ※10日以内 |
| | 新設 | ※30日以内 | 同上 | ※10日以内 |
| | 廃止 | ※30日以内 | 同上 | ※10日以内 |
| その他 | 商号変更 | ※30日以内 | ※遅滞なく | ※30日以内 (許可証の書換) |
| | 資本金の変更 | ※30日以内 | ※遅滞なく | ※30日以内 |
| | 廃業届 | ※30日以内 | 事前届 (1月以上前) 休止も同様 | ※10日以内 |
| 事業報告等 | 事業年度報告 | 事業年度経過後 4月以内 使用人数・定款の 変更も合せて | 事業報告 事業年度経過後 100日以内 | 紙マニフェストの場合 当該年度6/30までに 前年度の実績を報告 |
| | 実績報告 | | 実績報告 7/10までに (前年4/1～3/31分) | |
| 管理者他 | | 経營業務管理責任者 ※2週間以内 専任技術者 ※2週間以内 国家資格者・監理技術者 変更・追加・削除 事業年度経過後4月以内 | 運行・整備管理者の 選任、解任 ※15日以内 | 実績報告、県外搬入届・報告書 当該年度6/30までに 前年度の実績を報告 |

※は、事実発生後の届出

祝就任♡ 役員は労災保険が使えません！ 労災に健康保険証も使えません！ 労災保険特別加入はさかのほり出来ません！ 何言ってるか分からないけど不安になってきた事業所様！！ 近藤がご説明します☺